

平成29年5月31日(水)
法制審議会 少年法・刑事法(少年年齢・犯罪者処遇関係)部会 第3回会議



保護観察所における 保護観察の実情について

法務省 前橋保護観察所長 古山 正成

処遇の原則 (更生保護法第3条)

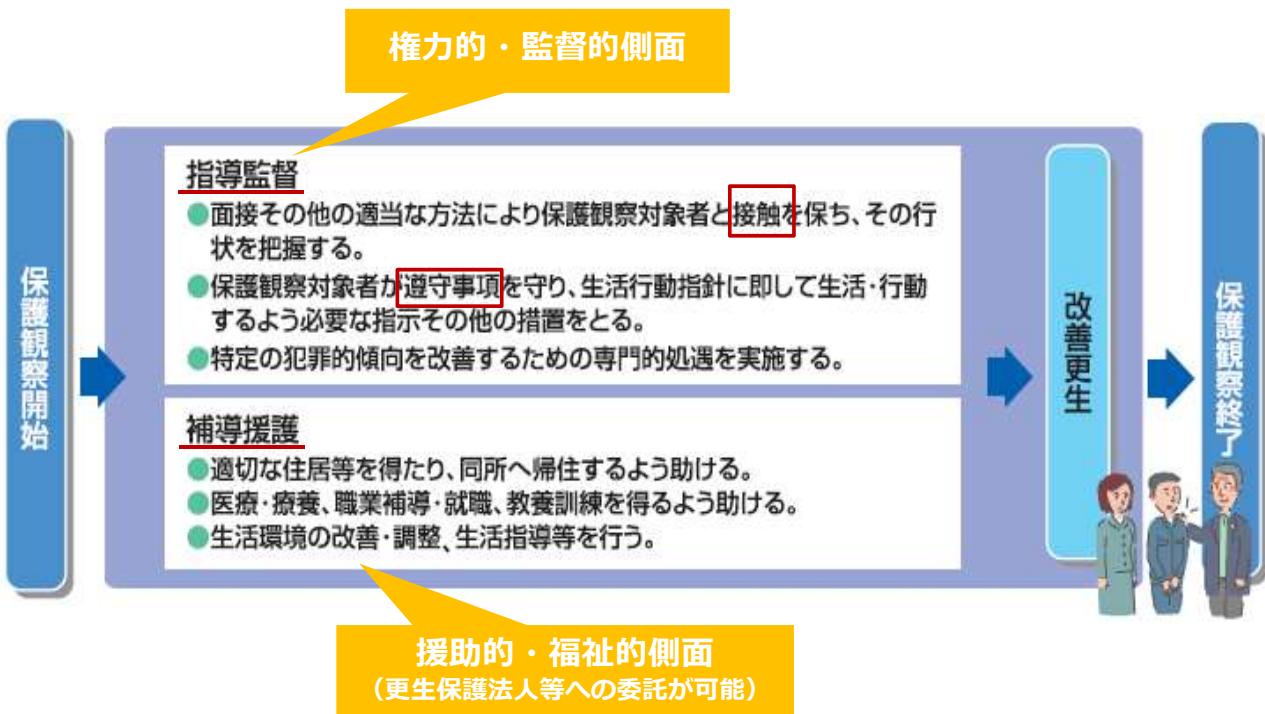
➤ 個別処遇の原則

- ・措置を受ける者の**性格, 年齢, 経歴, 心身の状況, 家庭環境, 交友関係等**を十分に考慮し
- ・措置を受ける者に**最もふさわしい方法**で実施

➤ 改善更生のために必要かつ相当な限度

不必要・不相当な干渉や自由の制約 → ×

保護観察の流れ・方法



接触・行状把握

- 保護観察は、接触に始まり、接触に終わる
- 接触方法（面接が基本、通信手段は補充的方法）
 - 面接（直接的）
 - ・保護司や保護観察官による対象者宅の訪問（往訪）
 - ・対象者による保護司宅の訪問・保護観察所への出頭（来訪）
 - 通信手段（間接的）
 - 電話、郵便、メール 等
- 面接を主とする接触の意義
 - ・保護観察対象者の認知・思考・感情・欲求・生活態度・価値観・心理的葛藤等の状態を知ることができる
 - ・接触が重なるにつれて、保護観察を担当する者（保護観察官・保護司）と保護観察対象者との間に信頼関係が形成されると行状の把握が可能となり、保護観察対象者に対する影響力が生じ、それらが本人の改善更生につながることになる。

遵守事項

(更生保護法第50条・第51条・第51条の2)

- 保護観察対象者が保護観察中に守るべき**行為規範**
- 遵守事項を守るよう必要な指示その他の措置をとることが**指導監督の中核**



遵守事項を**遵守しなかったことが**, 各種の**不良措置**をとる際の要件の一つとされている

一般遵守事項とは

(更生保護法第50条)

- 全ての保護観察対象者が守るべき**行為規範**
- 内容は**通則的・固定的**（保護観察中に変更されたり、取り消されることはない）
 - 再び犯罪をすることがないよう、又は非行をなくすよう健全な生活態度を保持すること。
 - 保護観察官及び保護司による指導監督を誠実に受けること。
 - ・ 呼出し又は訪問を受けたときは、これに応じ、面接を受けること。
 - ・ 労働又は通学の状況、収入又は支出の状況、家庭環境、交友関係その他の生活の実態を示す事実であって指導監督を行うため把握すべきものを明らかにするよう求められたときは、これに応じ、その事実を申告し、又はこれに関する資料を提示すること。
 - 保護観察に付されたときは、速やかに、住居を定め、その地を管轄する保護観察所の長にその届出をすること。
 - 届け出た住居に居住すること。
 - 転居又は7日以上の旅行をするときは、あらかじめ、保護観察所の長の許可を受けること。

特別遵守事項とは

(更生保護法第51条・第51条の2)

一般遵守事項との違い

➤ 保護観察対象者ごとに

➤ 改善更生に特に必要と認められる範囲内で※1

※1 必要がなければ定めない
設定後の変更が可能
必要がなくなった特別遵守事項は取り消す

➤ 具体的に定められる行為規範※2

※2 特別遵守事項の設定・変更は行政処分であり、行政不服審査法上の審査請求の対象となる

保護観察官と保護司の協働態勢

(更生保護法第61条)

犯罪をした人や非行のある少年が健全な社会の一員として更生するよう、実社会の中で、保護観察官と保護司が協働して指導監督・補導援護を行う制度

保護観察官

医学、心理学、教育学、社会学等の更生保護に関する専門的知識

相互補完的に
役割分担しながら
保護観察を実施

保護司

保護観察対象者の近隣に住み、地域事情に精通

- 保護観察の実施計画の作成
- 保護司に対するスーパーバイズ
- 保護観察実施上、特別の配慮を要する者※については担当保護司を指名せずに直接担当
- 専門的処遇プログラムの実施 等



- 保護観察官が作成した実施計画に基づき、保護観察対象者と定期的に面接し、指導・助言
- 保護観察対象者の生活状況を、毎月保護観察官に報告

※ 保護司に対する粗暴な言動が認められる者
人格・環境等に特に複雑な問題を有する者
生活状況や精神状態が著しく不安定な者 等

少年への保護観察の実施方法

(更生保護法第49条第2項, 第59条)

▶ 保護観察処分少年・少年院仮退院者への保護観察

- ・保護処分の趣旨を踏まえ
- ・その者の健全な育成を期して
実施しなければならない

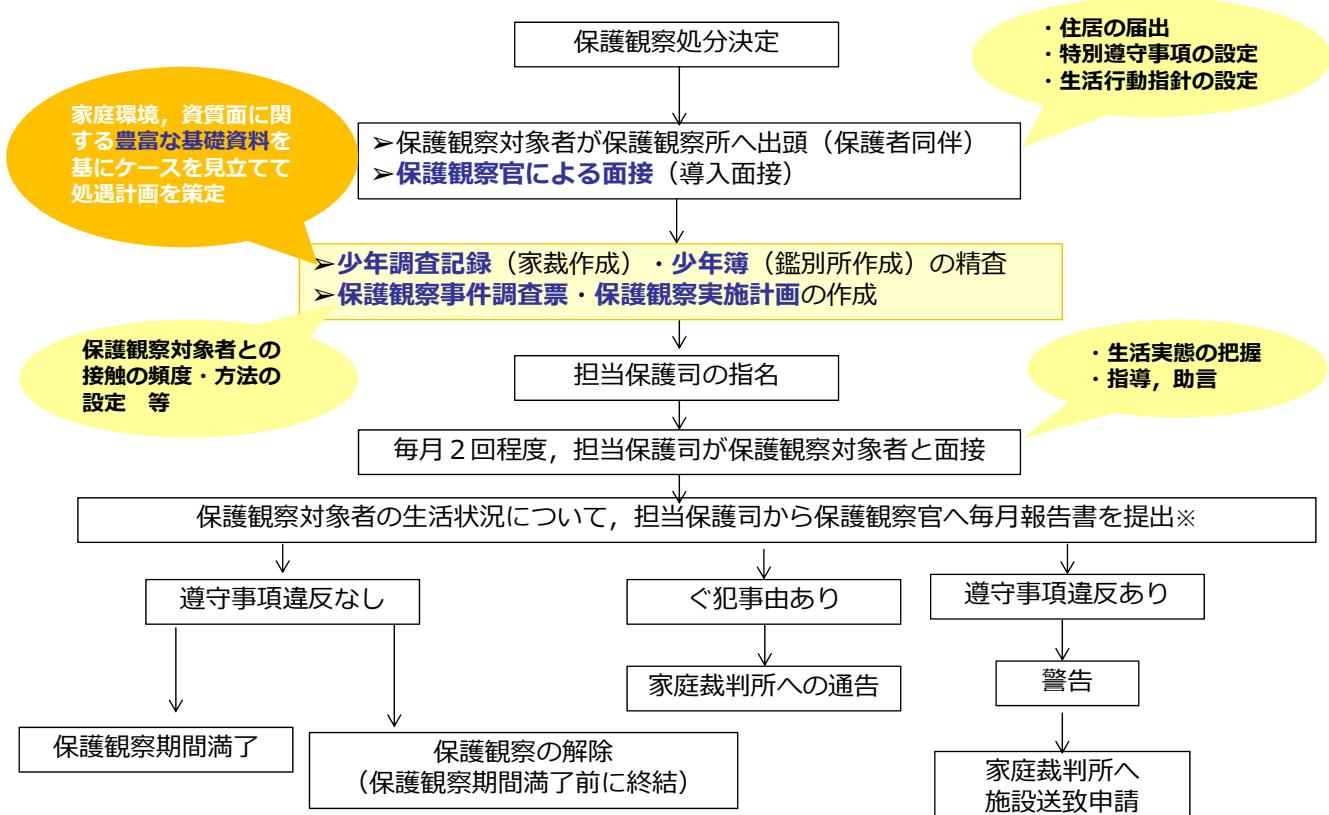
▶ 保護者に対する措置

- ・少年の監護に関する責任を自覚させ
- ・少年の改善更生に資するため

保護者に対する指導, 助言その他適当な措置を
とることができます

保護観察の開始から終了までの標準的な流れ（イメージ）

～保護観察処分少年の場合～



年長の保護観察処分少年の事例

事案の概要	
年齢（処分決定時）・性別	18歳・男性
非行名	窃盗
非行の態様	不良仲間と深夜徘徊中に、コンビニで万引き (共犯2名も保護観察処分)
家族構成	実母、義父、異父弟
生育歴	<ul style="list-style-type: none"> 幼少時に両親離婚後実母の下で生育 実母は再婚 中学時に異父弟が出生 (この頃から不良交友が始まり、集団での万引きや恐喝を繰り返すようになる) 定時制高校に進学するも中退 高校中退後はアルバイトするが就労不安定
能力等	学習の遅れや知能の低さ等から、通常の会話についていけないことがある

保護観察の実施状況		
特別遵守事項	<ul style="list-style-type: none"> 就職活動を行い、又は仕事をすること 共犯者との交際を絶ち、一切接触しないこと 深夜に徘徊したり、たむろしたりしないこと 	
保護観察の経過	開始 保護司の指名	担当保護司として女性の保護司を担当指名
	保護者への指導・助言	保護司が実母に少年への日々の接し方を助言
	遵守事項違反への対応	<p>保護観察開始当初、深夜に共犯2名と公園でたむろしているのを保護司が目撃</p> <p>→保護観察官が中心となり、共犯2名の担当保護司と処遇協議を実施</p> <p>→交友関係の実態を把握して保護司同士が連携して指導・助言を行う</p>
	就労支援	<ul style="list-style-type: none"> 就業意欲に乏しかったが、保護司が就業の大切さを粘り強く説得 保護司の知人の協力雇用主（製造業）を紹介し、連れて行く 就労開始当初は遅刻、怠業を繰り返すも、雇用主が少年宅まで迎えに行くなどして職場定着
	生活環境の変化	交際相手と結婚することになり、実母の下から自立
	良好措置 ↓終了	保護観察開始後、約1年6月経過時に保護観察解除決定

少年に対する保護観察の留意点

実態把握に努めた上で 問題性に応じた処遇を実施

➤ 家庭裁判所調査官の調査記録や少年鑑別所の鑑別結果の有用性

- 更生保護官署における一時的な調査や面接のみで、少年ごとの詳細な非行原因や問題性の根深さを把握することは困難
- 一定の期間にわたって、面接等を通じて粘り強く少年と向き合い、少年の問題性を把握

➤ 信頼関係の構築

- 少年の認知能力に応じた平易簡明な説明の継続、対人不信感の理解

衝動性の高さに配慮した 粘り強い処遇

➤ 感情統制が不十分で、一時の享楽等のために衝動的な行動に及ぶ傾向が高い

➤ 遵守事項等の**行為規範を自発的に守るようになるまで**、粘り強く丁寧な指導・助言が必要

少年に対する保護観察制度の特徴

➤ 保護観察開始時点における保護観察対象者に関する豊富な情報 (1号観察・2号観察共通)

- 保護観察開始時から、当該少年の特性に留意した処遇が可能

(保護観察開始前になされた調査・鑑別の結果が共有されている)

➤ 必要性に応じ、比較的長期の処遇や早期終結が可能 (1号観察・2号観察共通)

- 良好措置（行政庁の決定）による保護観察の早期終結

➤ 施設内処遇と社会内処遇の連携のしやすさ (2号観察)

- 少年院での手厚い**処遇状況の共有**
- 3号観察（仮釈放者）に比べて**長期の保護観察期間**

参考資料 目録①

	資料名	資料の概要	頁番号等
①	保護観察事件調査票（様式） 保護観察の実施計画（様式）	保護観察官が初回面接後に作成する ケースの見立てに関する書類	9頁・上段
②	保護観察経過報告書（様式）	保護司が作成して毎月保護観察所に提出する 報告書類	9頁・下段
③	遵守事項通知書（様式）	遵守事項が設定・変更された際に 保護観察対象者に交付される書類	10頁・上段
④	特別遵守事項の類型・設定例等	特別遵守事項の標準的な設定例、設定・変更者	10頁・下段～ 11頁・下段
⑤	生活行動指針とは	特別遵守事項との違い・共通点	12頁・上段
⑥	遵守事項・生活行動指針の比較	遵守事項・生活行動指針の比較表	12頁・下段
⑦	段階別処遇	保護観察対象者との接触頻度・接触方法を定める 基準等	13頁～ 15頁・上段
⑧	不良措置	遵守事項違反の際にとられ得る 行政指導・行政処分の概要	15頁・下段～ 16頁・上段
⑨	良好措置（主なもの）	保護観察を継続する必要がなくなった場合に 保護観察期間の末日が到来する前に 保護観察を打ち切る等の措置	16頁・下段

参考資料 目録②

	資料名	資料の概要	ページ番号
⑩	保護観察処分少年に特有の保護観察	短期保護観察・交通短期保護観察の概要	17頁
⑪	保護観察の開始から終了までの標準的な流れ（イメージ）～保護観察付執行猶予者の場合～	手続のフロー	18頁・上段
⑫	保護観察の開始から終了までの標準的な流れ（イメージ）～少年院仮退院者の場合～	手続のフロー	18頁・下段
⑬	保護観察の開始から終了までの標準的な流れ（イメージ）～仮釈放者の場合～	手続のフロー	19頁・上段
⑭	生活環境の調整	概要・手続のフロー	19頁・下段
⑮	仮釈放・仮退院等	概要・手続のフロー	20頁・上段
⑯	仮釈放・仮退院の許可基準	許可基準・根拠条文	20頁・下段
⑰	応急の救護・更生緊急保護	保護観察に付されている人や、刑事上の手続等による身体の拘束を解かれた人に 対する援助・保護措置の概要	21頁・上段
⑱	更生緊急保護の流れ（イメージ） ～起訴猶予者・満期釈放者の場合～	手続のフロー	21頁・下段
⑲	更生保護における犯罪被害者等施策	施策の概要	22頁

保護観察事件調査票

性格・心身の状況等

事件種別等
作成区分 開始・移送・その他()

事件等の区分 号観察 一般・交通・短期

事件番号 () -

保護観察期間 年 月 日から 年 月 日まで

氏名等

ふりがな(通称・別名)

氏名 (年 月 日生) 男・女

本籍

住居

学年・職業

電話 ()

無職・学生等・有職(雇用)

審判又は裁判に関する事項

決定又は言渡し裁判所 裁判所 支部

決定又は言渡しの日 年 月 日

確定の日 年 月 日

刑名・刑期 懲役・禁錮 年 月、執行猶予 年

うち 年 月につき執行猶予 年

生活歴又は保護観察開始後の生活状況

就業又は就学状況

勤務先又は学校名

保護観察秘匿の要否

犯罪又は非行に関する事項

罪名・非行名

犯罪・非行の概要

生活の計画、その他参考事項

動機・原因

課題又は目標

共犯者の状況

接觸の頻度・方法(処遇段階の別 □S □A □B □C)

交友関係

参考事項

(処遇の実施において留意すべき指導領域)

交友関係 金銭管理 問題飲酒 薬物乱用 就労・就学関係
健康状態 居住関係 家族関係

家族その他の関係人の状況・家庭環境・居住地の生活環境

主任官

担当保護司

作成者

年

月

日

保護観察官

印

	提出年月日	保護区	担当保護司
	年 月 日		印

保護観察経過報告書(甲)

(年 月 分)

事件番号	() -	保護観察期間	年 月 日から 年 月 日まで
------	-------	--------	--------------------

保護観察の経過

日(時) 接触の状況及び面接の内容等 呼出し等の概要

(2) 遵守事項について		(氏名)	
遵守事項を □守っている □守っていない (守っていない場合の具体的な状況)			
保護観察対象者の生活及び行動の状況			
■交友関係 (友人の氏名、交友状況等)			
□交友関係 (友人の氏名、交友状況等)			
□金銭管理 (借金・ローン、浪費等の状況)			
□問題飲酒			
□薬物乱用			
□就労・就学関係		(学校名、学年) (勤務先名) (職種) (在住地) (就労日数) 日／月 (収入) 円／日・月 (通勤) □就労 □普通 □疾病(病名・病状) (通院、入院、服薬等の状況)	
□健康状態		(学校名、学年) (勤務先名) (職種) (在住地) (就労日数) 日／月 (収入) 円／日・月 (通勤) □就労 □普通 □疾病(病名・病状) (通院、入院、服薬等の状況)	
□居住関係		(学校名、学年) (勤務先名) (職種) (在住地) (就労日数) 日／月 (収入) 円／日・月 (通勤) □就労 □普通 □疾病(病名・病状) (通院、入院、服薬等の状況)	
□家族関係		(学校名、学年) (勤務先名) (職種) (在住地) (就労日数) 日／月 (収入) 円／日・月 (通勤) □就労 □普通 □疾病(病名・病状) (通院、入院、服薬等の状況)	
担当保護司の意見(主任官に求める措置及び担当保護司としての今後の方針など)			

今月の面接及び連絡回数			
面接		連絡	
往訪	回	うち本人との面接 回	往信 回
来訪	回	うち本人との面接 回	来信 回

(3) 主任官所見(今後の推置や方針など)	
再犯・再非行 遵守事項違反 生活行動指針からの逸脱 月内で【 】段階()月超過(C段階3月)→良好措置検討票	
□なし □あり → 不良措置検討票 □なし □あり → 不良措置検討票 □なし □あり	
保護観察の状況及び処遇段階 特別遵守事項 生活行動指針 段階変更 指定監督、補導援助その他の措置(上記判断及び措置の理由等)	
□設定 □変更 □取消し □設定 □変更 □取消し □不要 □要 → 変更後の段階【 】	
保護観察長の判断及びるべき措置	

(注意) 1 この調査書は、翌月5日までに必ず提出してください。

2 (3) 條は、保護観察所が記載する欄です。

(表)
遵 守 事 項 通 知 書

殿

年 月 日

地方更生保護委員会
保 護 觀 察 所 長

あなたが保護観察の期間中遵守すべき事項は、次のとおりです。

一般遵守事項

- 1 再び犯罪をすることがないよう、又は非行をなくすよう健全な生活態度を保持すること。
- 2 次に掲げる事項を守り、保護観察官及び保護司による指導監督を誠実に受けること。
イ 保護観察官又は保護司の呼出し又は訪問を受けたときは、これに応じ、面接を受けること。
ロ 保護観察官又は保護司から、労働又は通学の状況、収入又は支出の状況、家庭環境、交友関係その他の生活の実態を示す事実であつて指導監督を行うため把握すべきものを明らかにするよう求められたときは、これに応じ、その事實を申告し、又はこれに関する資料を提示すること。
- 3 保護観察に付されたときは、速やかに、住居を定め、その地を管轄する保護観察所の長にその届出をすること。
- 4 保護観察に付されたときは保護観察所の長に届け出た住居又は転居をすることについて保護観察所の長から許可を受けた住居に居住すること。
- 5 転居又は7日以上の旅行をするときは、あらかじめ、保護観察所の長の許可を受けること。

特別遵守事項

1

2

3

本書に掲げられた遵守事項は、私が保護観察の期間中守らなければならない事項であり、その具体的な内容についてもただいま説明を受け、よく分かりました。

これらの遵守事項は、善良な社会の一員として自立し、改善更生するために守ることが必要なものであり、これらを守らなかつた場合は、矯正施設に収容されることがあることについても説明を受け、理解しました。

私は、今後、本書に掲げられた遵守事項を守り、再び犯罪をすることがないよう、又は非行をなくすよう、健全な生活態度を保持することを誓います。

年 月 日

印

特別遵守事項の類型・設定例①

(更生保護法第51条第2項)

	特別遵守事項の類型	具体的な設定例
①	犯罪性のある者との交際、いかがわしい場所への出入り、遊興による浪費、過度の飲酒その他の犯罪又は非行に結び付くおそれのある特定の行動をしてはならないこと。	➢共犯者との交際を絶ち、一切接触しないこと ➢暴力団事務所に出入りしないこと ➢酒を一切飲まないこと 等
②	労働に従事すること、通学することその他の再び犯罪をすることがなく又は非行のない健全な生活態度を保持するために必要と認められる特定の行動を実行し、又は継続すること。	➢就職活動を行い、又は仕事をすること 等
③	7日未満の旅行、離職、身分関係の異動その他の指導監督を行うため事前に把握しておくことが特に重要と認められる生活上又は身分上の特定の事項について、緊急の場合を除き、あらかじめ、保護観察官又は保護司に申告すること。	➢仕事をやめたり転職したりしようとするときは、緊急の場合を除き、あらかじめ、保護観察官又は保護司に申告すること 等
④	医学、心理学、教育学、社会学その他の専門的知識に基づく特定の犯罪的傾向を改善するための体系化された手順による処遇として法務大臣が定めるものを受けすこと。	➢性犯罪者処遇プログラムを受けること ➢薬物乱用防止プログラムを受けること ➢暴力防止プログラムを受けること ➢飲酒運転防止プログラムを受けること

特別遵守事項の類型・設定例②

(更生保護法第51条第2項)

	特別遵守事項の類型	具体的な設定例
⑤	法務大臣が指定する施設、保護観察対象者を監護すべき者の居宅その他の改善更生のために適当と認められる特定の場所であって、宿泊の用に供されるものに一定の期間宿泊して指導監督を受けること。	○年○月○日から○年○月○日までの間、○市○番所在の○○保護観察所に附設された宿泊施設（○○自立更生促進センター）に宿泊して指導監督を受けること
⑥	善良な社会の一員としての意識の涵養及び規範意識の向上に資する地域社会の利益の増進に寄与する社会的活動を一定の時間行うこと。	保護観察所の長の定める計画に基づき社会貢献活動を行うこと  
⑦	その他指導監督を行うため特に必要な事項	<p>福祉施設での介護補助活動</p> <p>公共の場所での環境美化活動</p> <p>➢更生保護施設の規則で禁じられた無断外泊及び飲酒をしないこと ➢保護観察所の長の定める交通に関する学習すること</p>

特別遵守事項の設定・変更者

(更生保護法第52条)

保護観察対象者	設定・変更者	他機関からの意見聴取・申出の要否
保護観察処分少年	保護観察所長	保護観察処分の決定をした家庭裁判所から意見の通知を受け、その意見の範囲内で定める
少年院仮退院少年	地方更生保護委員会	仮退院期間開始後の設定・変更は、保護観察所長からの申出が必要
仮釈放者	地方更生保護委員会	仮釈放期間開始後の設定・変更は、保護観察所長からの申出が必要
保護観察付全部執行猶予者	保護観察所長	(保護観察開始時) 判決宣告裁判所から、意見の通知を受け、その意見の範囲内で定める (保護観察開始後) 保護観察所所在地を管轄する裁判所から意見を聞く
保護観察付一部執行猶予者	(猶予期間前) 地方更生保護委員会	仮釈放され、その期間中に設定・変更する際には、保護観察所長からの申出が必要
	(猶予期間中) 保護観察所長	保護観察所所在地を管轄する裁判所から意見を聞く

生活行動指針とは

(更生保護法第56条)

- **保護観察対象者の改善更生に資する生活又は行動の指針**
(例:浪費をせず堅実な生活に努めること)
いづれの種別の保護観察についても、**保護観察所長**が定める
- **特別遵守事項との違い**
 - 内容は飽くまで**生活上・行動上の指針・教訓**
 - **違反しても直接不良措置に結び付くわけではない**が、保護観察対象者は指針に即して生活・行動する**努力義務**を負う
- **特別遵守事項と共通している点**
 - 指導監督を適切に行うために**必要があると認めるとき**※に定められる
 - 生活行動指針の**設定・変更は行政処分**であり、行政不服審査法上の**審査請求の対象**となる

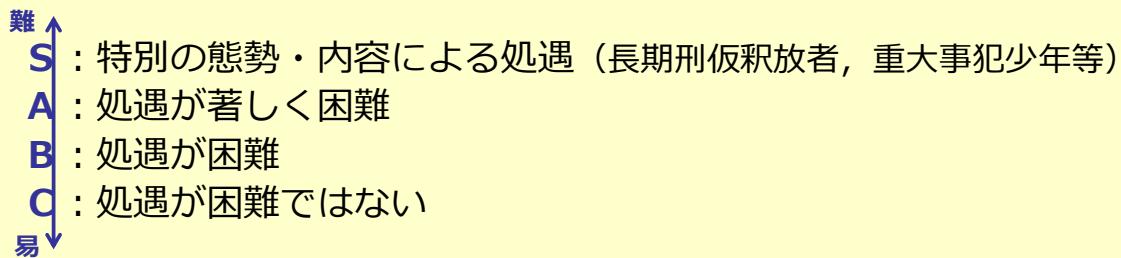
※ 必要がなければ定めなくともよい
設定後の変更が可能であり
必要がなくなった生活行動指針は取り消す

遵守事項・生活行動指針の比較

		共通点	相違点
遵守事項	一般遵守事項		<ul style="list-style-type: none">➤ 全ての保護観察対象者が守るべき行為規範➤ 内容は通則的・固定的 (保護観察中に変更されたり、取り消されることはない)
	特別遵守事項	指導監督の枠組みで保護観察対象者に遵守義務を課す	<ul style="list-style-type: none">➤ 指導監督を適切に行うために必要があると認めるとき※に定められる➤ 設定・変更は行政処分であり、行政不服審査法上の審査請求の対象となる <p>※ 必要がなければ定めない 設定後の変更が可能 必要がなくなった生活行動指針は取り消す</p> <ul style="list-style-type: none">➤ 保護観察対象者ごとに➤ 改善更生に特に必要と認められる範囲内で※➤ 具体的に定められる行為規範
生活行動指針			<ul style="list-style-type: none">➤ 内容は飽くまで生活上・行動上の指針・教訓➤ 違反しても直接不良措置に結び付くわけではない (保護観察対象者は指針に即して生活・行動する努力義務を負う)

段階別処遇

- 保護観察対象者を**処遇の困難性**に応じて**4段階**に編入



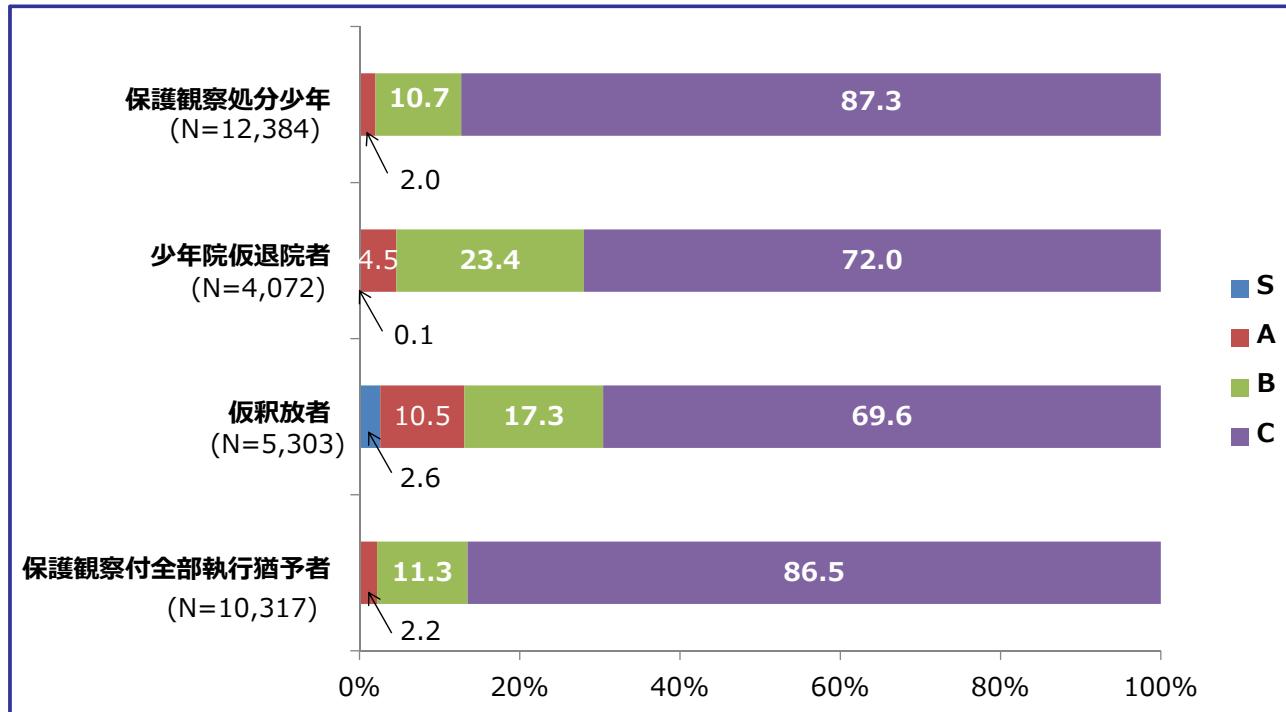
- 各処遇段階に求められる**処遇の強度に応じて接触頻度・接觸方法等を設定し**、保護観察官と保護司の協働態勢の下における両者の**適正かつ効率的な処遇活動を実施**
- 処遇の実施状況に即して、**処遇段階の変更**（例：C→B（**処遇の強化**），A→B（**処遇の緩和**）），**不良措置・良好措置**等の措置がとられる

段階	対象	接觸の頻度・方法	
		保護観察官	保護司
S段階	<p>➤ 長期刑仮釈放者のうち仮釈放後1年を経過しないもの</p> <p>➤ 凶悪重大な事件を起こした少年</p> <p>➤ 社会の耳目を集めた事件及び被害者等の感情に特に配慮すべき事件に係る保護観察対象者</p> <p>➤ その他保護観察期間中の再犯・再非行を防ぎ、改善更生を確実なものとすることが特に必要とされる者</p>	<p>〔長期刑仮釈放者〕</p> <p>➤ おおむね3月に1回以上上面接</p> <p>➤ 担当保護司のもとを毎月2回以上訪問するよう保護観察対象者に対して指示</p> <p>➤ 每月1回以上、保護観察対象者宅を訪問（保護観察官直接処遇の場合）</p> <p>〔凶悪重大な事件を起こした少年〕</p> <p>➤ 初回面接後、おおむね2週間から1月までを中途に再度面接（以後、3月に1回以上主任官による面接指導を実施）</p> <p>➤ 每月1回以上、対象少年宅への訪問を行い、対象少年及び家族と面接し、生活状況を確認（保護観察官直接処遇の場合）</p>	<p>〔長期刑仮釈放者〕</p> <p>毎月1回以上、保護観察対象者宅を訪問</p> <p>〔凶悪重大な事件を起こした少年〕</p> <p>毎月1回以上、対象少年宅への訪問を行い、対象少年及び家族と面接し、生活状況を確認</p>

段階	対象	接触の頻度・方法	
		保護観察官	保護司
A段階	S段階に編入されない保護観察対象者のうち、「犯罪又は非行に結び付くおそれのある行動をする可能性」と「改善更生に係る状態の変化」を考慮して、 処遇が著しく困難であると認められる者	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 必要に応じて副主任官（主任官を補佐する保護観察官）を指名 ➢ 編入後3月以内に1回は保護観察対象者宅を訪問 ➢ 少なくとも3月に1回の頻度で保護観察対象者と面接 ➢ 少なくとも3月に1度、保護観察の実施計画の見直しを検討 ➢ 毎月1回の頻度で、担当保護司と処遇協議を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 毎月3回程度の頻度で保護観察対象者と面接（うち1月に1回程度は保護観察対象者宅を訪問して面接） ➢ 保護観察対象者宅を訪問した際は、必要に応じ、保護観察対象者の家族、引受人等からも当該保護観察対象者の生活の実態を聴取

段階	対象	接触の頻度	
		保護観察官	保護司
B段階	S段階に編入されない保護観察対象者のうち、「犯罪又は非行に結び付くおそれのある行動をする可能性」と「改善更生に係る状態の変化」を考慮して、 処遇が困難であると認められる者	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 少なくとも6月に1回の頻度で保護観察対象者と面接 ➢ 必要に応じ、保護観察対象者宅を訪問 	毎月2回 程度の頻度で保護観察対象者と面接（うち 3月に1回 程度は 保護観察対象者宅を訪問して面接 ）
C段階	S段階に編入されない保護観察対象者のうち、「犯罪又は非行に結び付くおそれのある行動をする可能性」と「改善更生に係る状態の変化」を考慮して、 処遇が困難ではないと認められる者 (参考) 保護観察に付される理由となつた犯罪に係る事件が交通事件のみである保護観察対象者、婦人補導院仮退院者については、一律にC段階に編入できる。	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 必要と認める場合に保護観察対象者と面接 ➢ 必要に応じ、保護観察対象者宅を訪問 	毎月2回 程度の頻度で保護観察対象者と面接（ 保護観察対象者宅の訪問は、必要と認める場合に実施 ）

各段階への編入状況(平成27年)



(注) 1 保護局調査による。

2 12月31日時点で係属している保護観察事件数に占める割合である。

3 同一人につき、段階別処遇の対象となる事件が2以上係属している場合には、それぞれ別件として計上している。

不良措置①

(遵守事項を遵守しなかった場合にとられ得る行政指導・行政処分)

対象	措置・根拠	概要・趣旨	基準（考慮要素）
保護観察処分少年 (1号観察)	警告 (更生保護法 §67- I)	<ul style="list-style-type: none"> ➢遵守事項の遵守を確保し、指導監督を一層効果的にし、社会内処遇の実効性を高めるための措置（行政指導であるため、行政不服審査法の審査請求の対象には当たらない） ➢少年の自覚を促し、自発的に生活態度を改める機会を付与 	<ul style="list-style-type: none"> ➢遵守事項を遵守しなかったことの情状、保護観察の実施状況等 ➢警告を発した日から起算して3か月間を「特別観察期間」とし、保護観察の実施計画を見直す ➢特別観察期間は延長可（延長1回当たりの延長期間の上限は3か月間）
	施設送致申請 (更生保護法 §67- II)	<ul style="list-style-type: none"> ➢遵守事項を遵守しない場合は施設内処遇に移行させ得ることとして、遵守事項の重要性を制度上も明確にし、少年に対し、遵守事項を遵守することの意義を自覚させ、これを遵守しようという意欲を喚起し、その改善更生を図ることにつなげるもの ➢保護観察中の新たな事由の発生という事態をとらえた措置 	<ul style="list-style-type: none"> ➢警告に係る遵守事項を遵守しなかったことの情状、警告後の保護観察の実施状況等 ➢遵守事項違反の程度が重いか否か
	家庭裁判所への通告 (更生保護法 §68)	➢犯事由（少年法§3- I・③）が判明し、このまま保護観察を継続したのでは、もはや少年の改善更生を期し難いと認められる場合にとられる措置	➢犯事由が認められると同時に遵守事項を遵守しなかったことも認められる場合には、少年の保護のため緊急を要する状態なく、保護観察によってその改善更生を図る余地があると認められる限り、家庭裁判所への通告に優先して警告を発することを考慮

不良措置②

(遵守事項を遵守しなかった場合にとられ得る行政指導・行政処分)

対象	措置・根拠	概要・趣旨	基準(考慮要素)
少年院仮退院者 (2号観察)	少年院への戻し収容の申請 (更生保護法 §71)	保護観察の実施状況に照らし、保護観察を継続するよりも再び少年院における処遇に戻すことが、その改善更生のために必要かつ相当であると認められる場合にとられる措置	遵守事項を遵守しなかったことの情状、保護観察の実施状況等
仮釈放者 (3号観察)	仮釈放の取消し (刑法 §29) (更生保護法 §75)	裁判によって刑罰として刑事施設への拘禁を命ぜられている者について、保護観察を実施して改善更生を図るという行政目的により刑の執行形態を変容させ、緩和していた状態を、本来の裁判どおりの刑の執行態様に戻す措置	<ul style="list-style-type: none"> ➢遵守事項を遵守しなかったことの情状、保護観察の実施状況等 ➢改善更生のために保護観察を継続することが相当であると認められる特別の事情の有無
保護観察付執行猶予者 (4号観察)	刑の執行猶予の言渡しの裁量的取消しの申出 (刑訴法 §349) (刑法 §26の2-②、 刑法 §27の5-②) (更生保護法 §79)	刑の執行が猶予されているという心理的強制の下でもなお、保護観察による改善更生が困難な場合に、刑を執行して施設内処遇に移行させる措置	<ul style="list-style-type: none"> ➢保護観察の実施状況等 ➢(保護観察付全部執行猶予者の場合) 遵守事項を遵守しなかったことの情状が重いか否か

良好措置(主なもの※)

(保護観察を継続する必要がなくなった場合に、保護観察期間の末日が到来する前に保護観察を打ち切る等の措置)

対象	措置・根拠	概要・趣旨	基準(考慮要素)
保護観察処分少年 (1号観察)	保護観察の解除 (更生保護法 §69)	<ul style="list-style-type: none"> ➢遵守事項を遵守し、生活行動指針に沿った生活・行動を維持している者の制約を緩和することにより、改善更生に向けた意欲を一層喚起 ➢保護観察を継続しなくとも、健全な生活態度を保持し、確実に改善更生することができると認められる者が対象 	<ul style="list-style-type: none"> ➢保護観察に付されてからおおむね1年経過 (交通事件の場合はおおむね6月経過) ➢家庭環境、交友関係、保護観察の実施状況等
少年院仮退院者 (2号観察)	退院決定 (更生保護法 §74)		<ul style="list-style-type: none"> ➢保護観察に付されてからおおむね6月経過 ➢家庭環境、交友関係、保護観察の実施状況等
保護観察付執行猶予者 (4号観察)	保護観察の仮解除 (刑法 §25の2-II・ §27の3-II・更生保護法 §81)	<ul style="list-style-type: none"> ➢保護観察を仮に解除しても、健全な生活態度を保持し、改善更生することができると認められる者が対象 ➢遵守事項を遵守し、生活行動指針に沿った生活・行動を維持している者の制約を緩和することにより、改善更生に向けた意欲を一層喚起 ➢執行猶予の規定の適用については、仮解除を取り消されるまでの間は保護観察に付せられなかつたものとみなされる(仮解除期間中に遵守事項違反があった場合でも執行猶予を取り消されない) 	<ul style="list-style-type: none"> ➢保護観察に付されてからおおむね1年経過 ➢家庭環境、交友関係、保護観察の実施状況等

※ 上記のほか、保護観察処分少年については「保護観察の一時解除」の措置が、不定期刑仮釈放者については「不定期刑の終了」の措置がある。

保護観察処分少年に特有の保護観察①

※家庭裁判所の処遇勧告に基づく（実施根拠は通達）

名称	実施対象者の要件	処遇上の特徴	実施期間
短期保護観察 (1号観察)	<p>非行を繰り返すおそれがあるものの、以下の事項に該当する少年</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢非行性の進度がそれほど深くない ➢資質に著しい偏りがない ➢反社会的集団に加入していない ➢保護環境が著しく不良でない 	<ul style="list-style-type: none"> ➢特別遵守事項を定めない ➢類型別処遇・段階別処遇を適用しない ➢保護観察対象者から、毎月、生活状況報告書を提出させる (一般遵守事項) ➢保護観察官による面接調査や家庭裁判所の意見等に基づき、指導領域（※）の中から具体的な課題を設定し、その履行を指示（生活行動指針） (※) 生活習慣、学校生活、就労関係、家族関係、友人関係、その他 	おおむね 6月以上 7月以内

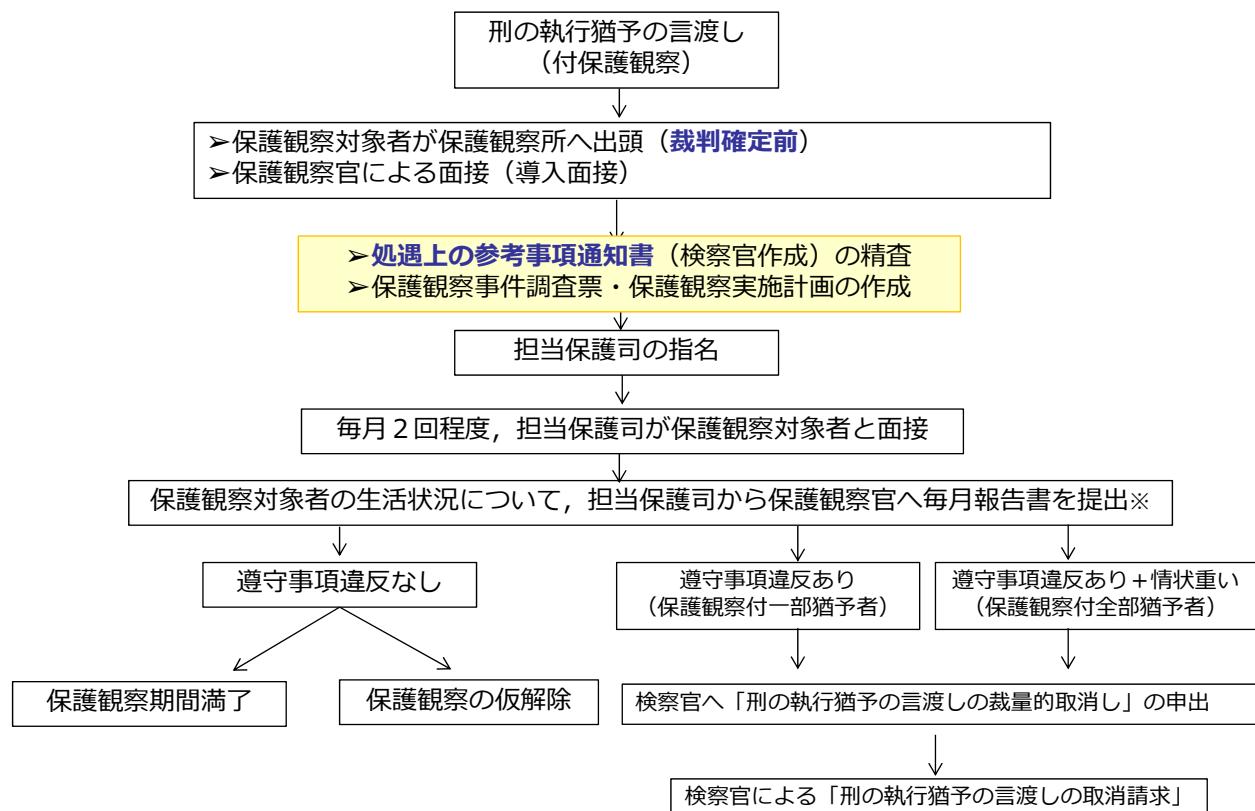
保護観察処分少年に特有の保護観察②

※家庭裁判所の処遇勧告に基づく（実施根拠は通達）

名称	実施対象者の要件	処遇上の特徴	実施期間
交通短期 保護観察 (1号観察)	<p>以下の事項に該当する少年</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢一般非行性がないか又はあってもその進度が深くない ➢交通関係の非行性が固定化していない ➢資質に著しい偏りがない ➢対人関係に特に問題がない ➢集団処遇への参加が期待できる ➢保護環境が特に不良でない 	<ul style="list-style-type: none"> ➢特別遵守事項を定めない ➢類型別処遇・段階別処遇を適用しない ➢保護観察の実施計画の作成を省略可 ➢実施期間内に集団処遇を実施 ➢毎月、保護観察官又は保護司を訪問させて、生活状況報告書を提出させる（一般遵守事項） ➢次のような生活行動指針を設定 <ul style="list-style-type: none"> ・ 交通法規をよく守ること ・ 運転技術を修得し、事故を起こさないこと 等 	原則として 3月以上 4月以内

保護観察の開始から終了までの標準的な流れ（イメージ）

～保護観察付執行猶予者の場合～

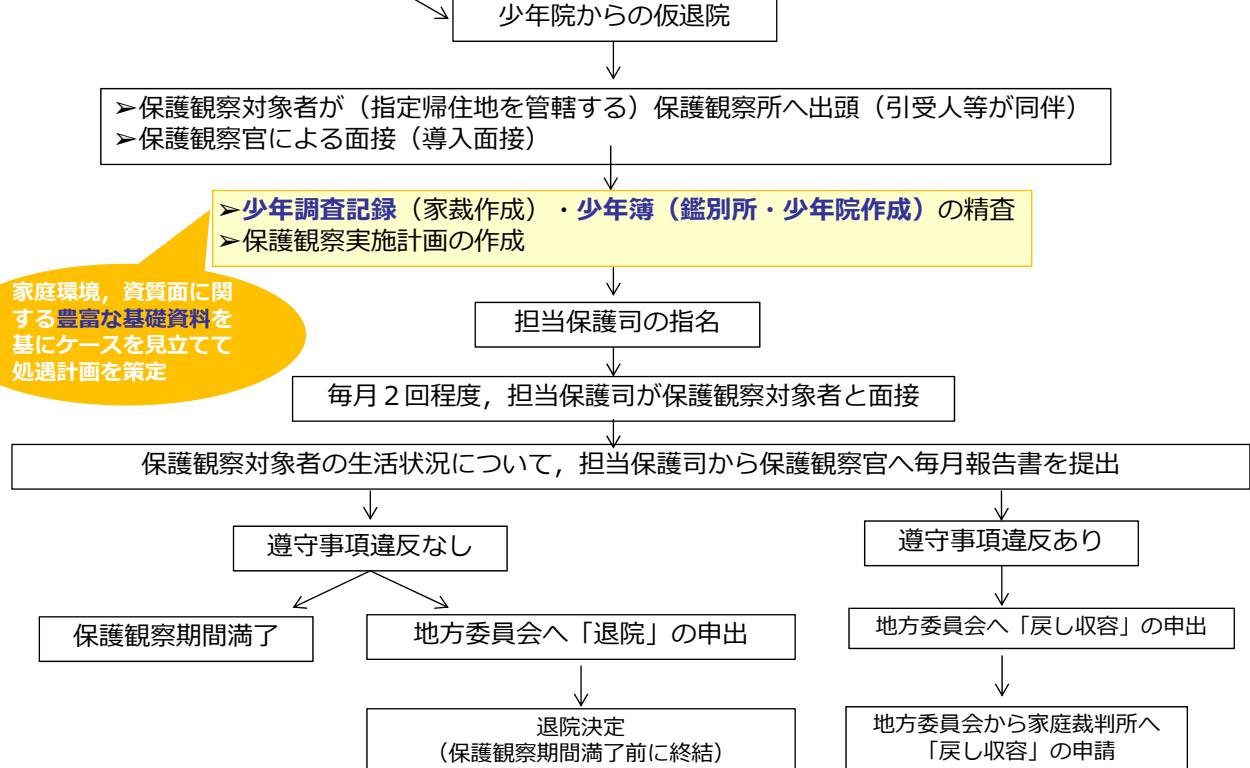


保護観察の開始から終了までの標準的な流れ（イメージ）

～少年院仮退院者の場合～

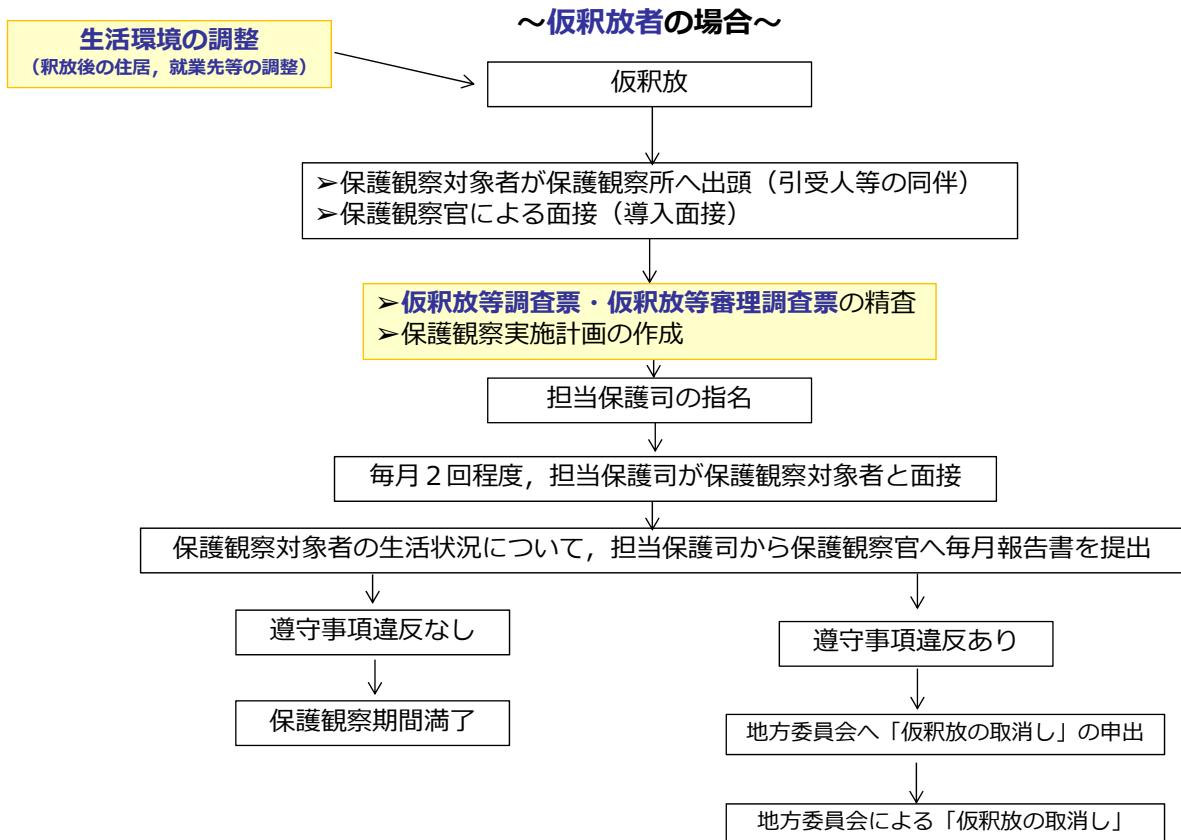
生活環境の調整
(出院後の住居、就業先等の調整)

家庭環境、資質面に関する豊富な基礎資料を基にケースを見立てて
処遇計画を策定



※ 報告書以外にも、保護司との日常的な電話連絡や、保護観察所等における保護司との処遇協議の場を活用するなどして生活状況を把握

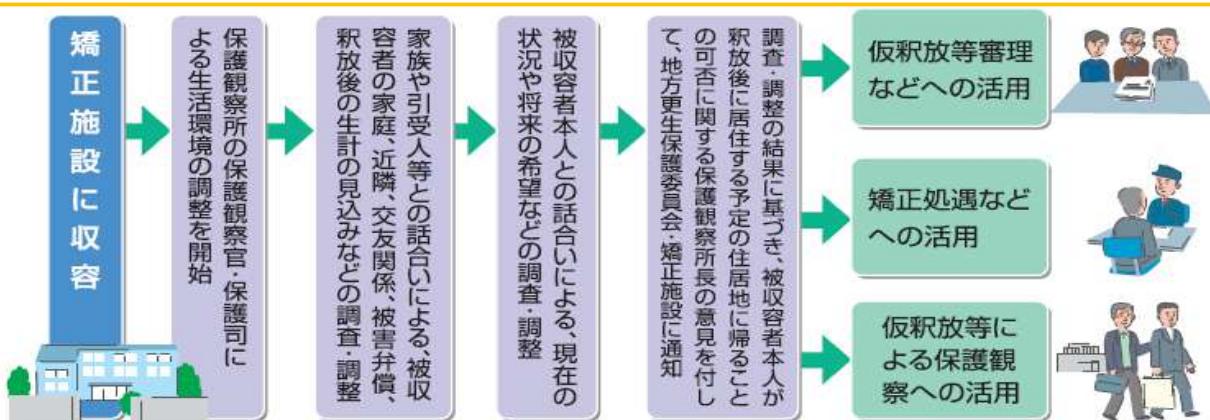
保護観察の開始から終了までの標準的な流れ（イメージ）



※ 報告書以外にも、保護司との日常的な電話連絡や、保護観察所等における保護司との処遇協議の場を活用するなどして生活状況を把握

生活環境の調整 (更生保護法第82条)

矯正施設に収容されている人の釈放後の住居や就業先などの帰住環境を調査し、改善更生と社会復帰にふさわしい生活環境を整えることによって、仮釈放等の審理の資料等にするとともに、円滑な社会復帰を目指すもの。



【特別調整】

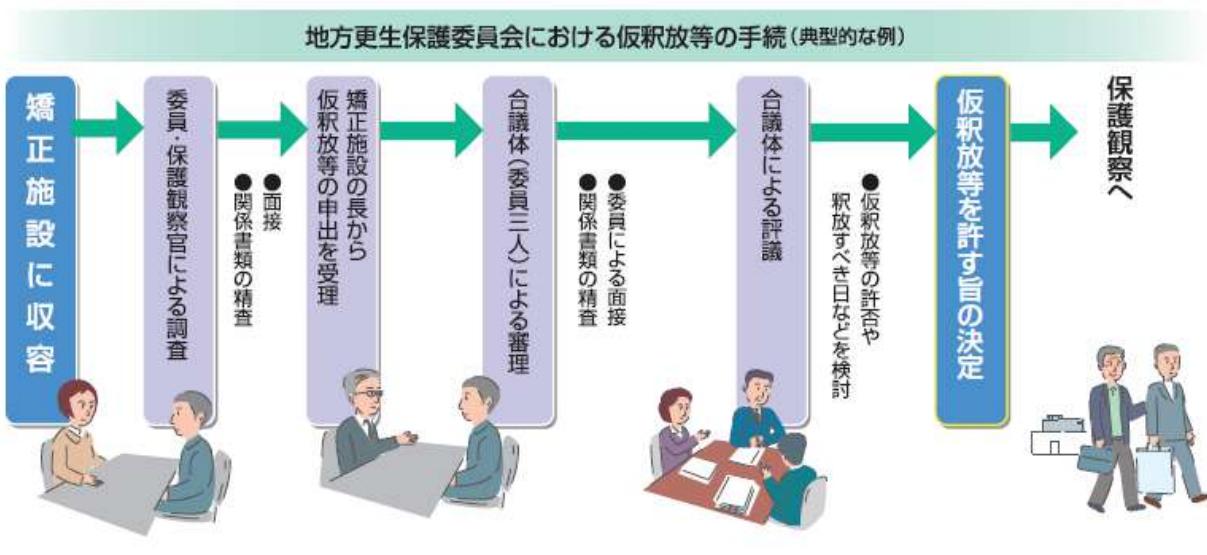
厚生労働省の「地域生活定着促進事業」として各都道府県が設置する「地域生活定着支援センター」や矯正施設等と連携して、高齢又は障害により特に自立が困難な刑務所出所者等が、釈放後速やかに福祉サービス等を受けることができるようにするための特別な生活環境の調整。

仮釈放・仮退院等

(更生保護法第39条・第41条・第42条等)

➢ 矯正施設に収容されている人を**収容期間の満了前に仮に釈放して更生の機会を与える、円滑な社会復帰を図る**ことを目的とした制度

➢ 仮釈放等の期間中は**保護観察に付される**



仮釈放・仮退院の許可基準

	許可基準	根拠
仮釈放	① 法定期間※1を経過していること ② 改悛の状(注)があること (注)次の全ての要件を満たす必要がある - 悔悟の情及び改善更生の意欲があると認められる - 再び犯罪をするおそれがないと認められる - 保護観察に付することが改善更生のために相当であると認められる - 社会の感情が当該仮釈放を是認すると認められる	刑法§28 社会内処遇規則※2§28
仮退院	① 処遇の段階が最高段階に達していること ② 仮退院させることが改善更生のために相当であると認められること 又は 処遇の段階が最高段階に達していない場合でも、その努力により成績が向上し、保護観察に付することが改善更生のために特に必要であると認められること	少年院法§16, §135 少年院法施行規則§8 更生保護法§41 社会内処遇規則§30

※1 有期刑受刑者：刑期の3分の1、無期刑受刑者：10年

※2 犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内における処遇に関する規則（平成20年法務省令第28号）

応急の救護・更生緊急保護

(更生保護法第62条・第85条)

保護観察に付されている人や、刑事上の手続等による身体の拘束を解かれた人で、援助や保護が必要な場合にとられる措置

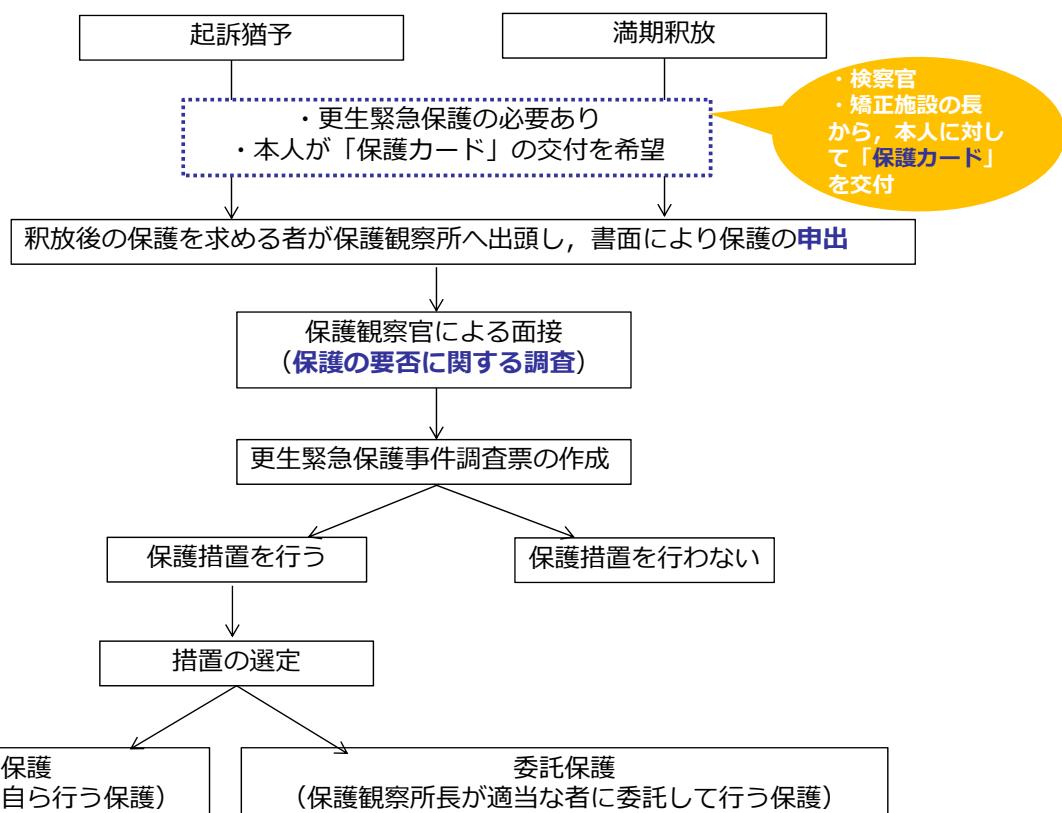
種別	対象	期間	措置の内容
救護等 応急	保護観察中の人で、改善更生が妨げられるおそれのある場合	保護観察期間	<ul style="list-style-type: none">食事の給与医療及び療養の援助帰住の援助金品の給貸与
更生緊急保護	次の①②③のすべてにあてはまる人 ①刑事上の手続又は保護処分による身体の拘束を解かれた人 ②親族からの援助や、公共の衛生福祉に関する機関等の保護を受けられない、または、それらのみでは改善更生できないと認められた人。 ③更生緊急保護を受けたい旨を申し出た人	原則として6か月 例外的にさらに6か月を超えない範囲で延長可能	<ul style="list-style-type: none">宿泊する居室及び必要な設備の提供就職の援助や健全な社会生活を営む(適応する)ために必要な指導助言の実施

※措置は、保護観察所長が行う場合と、更生保護事業を営む者等に委託して行う場合があります。

- 満期釈放者
- 仮釈放期間満了者
- 起訴猶予者
- 少年院退院者・仮退院期間満了者 等
- 保護観察に付されない執行猶予者
- 罰金又は科料の言渡しを受けた者
- 労役場出場・仮出場者

更生緊急保護の流れ（イメージ）

～起訴猶予者・満期釈放者の場合～



更生保護における犯罪被害者等施策

(更生保護法第38条・第65条)

『犯罪被害者等基本計画』（平成17年閣議決定）に基づき、各保護観察所に、専任の担当者（被害者担当保護観察官・被害者担当保護司）を配置※して、犯罪被害者等のための4つの施策を実施

※ 担当者は在任中、加害者の保護観察を行わないこととしている

